

1. FPIC 盛岡ファミリー相談室について

- 1) FPIC 盛岡ファミリー相談室は、東京都豊島区に本部を置く「公益社団法人家庭問題情報センター (FPIC)」の地方組織です。
- 2) 役員や支援員等は本部の承認を得て会員登録していますが、会計は独立採算で、会費と寄付、利用者の支援料によって運営されています。
- 3) 支援の対象や範囲・支援方法は、基本的には本部や他地域の相談室に準じていますが、地域的な事情を考慮し独自の対応をしている部分もあります。

2. 支援の基本的な考え方

1) 支援の条件は、父母双方の同意

面会交流支援の条件で最も大切なのは、父母の合意と契約です。たとえ調停で面会交流や第三者機関の支援利用について合意がされていても、当相談室との契約時点で合意が認められない場合は支援できません。これは、調停で『不本意な同意』や『その場しのぎの合意』をしてしまう場合があるためです。

2) 事前面談と契約の成立

当相談室では必ず父母双方に事前面談を受けていただきます。父母対立の経緯や現状を

お聞きし、双方の意向確認をすると共に、面会交流のルールやマナーを共有していただくための親ガイダンスを実施します。

基本的なルールやマナー、費用負担等に同意していただき、支援利用の意思をご確認いただいて、支援申込書の提出となります。

その後、父母双方の支援申込書がそろった時点で契約成立となります。

3) 支援は父母双方の合意の範囲で

盛岡ファミリー相談室には ADR (裁判外紛争解決) のような調停機能はありません。こまごまとした希望を伝えて了解を求める程度の調整は行いますが、一方の希望に基づいて他方を説得することはありません。

利用者の中には「もっと長時間の面会交流に応じるよう監護親を説得すべき」とか「子のためにならない面会交流を中止するよう面会親を説得すべき」という要求をしますが、基本的な部分で対立がある場合は、家庭裁判所での再調停をお勧めしています。

私たちは必要と判断した場合は、父母に助言をすることがありますが、中立的な立場から逸れることがないように常に留意しています。

4) 中間面談について

支援契約期間中、父母の理解不足や不適切な対応などによって、面会交流の実施に支障

が生じることがあります。従来の方法での支援が困難と支援者が判断した場合、父母双方との中間面談を実施することがあります。その際、事前面談に準じた費用をいただきます。

5) 費用の負担について

父母間で自主的に面会交流を実施することが困難で、支援機関を利用せざるを得ないことは、多くの場合、父母双方に責任があると私たちは考えます。そのため、原則として支援費用は父母折半が望ましいと考えています。

ただ、一方が負担困難で、他方が自主的に全額負担を認めている場合はその限りではありません。いずれの場合も、調停や協議で明確に分担を定めておく必要があります。

3. 利用者に約束いただく事項

1) 受渡し時刻を厳守する

遅刻は他方の親や子を待たせることになり、不安や不信感を抱かせます。天候や交通事情に配慮し時間を厳守しましょう。

2) 中止・延期の連絡は早めに

お子さんの急な体調悪化等により、受渡し場所にお子さんを同行したり、お子さんを行かせたりできない事態も考えられます。そうした兆候がある場合、できるだけ前日までに

支援担当者に連絡し、指示に従ってください。
やむを得ず、当日にキャンセルとなった場合、1回分の支援料をご負担いただきます。

3) 子の体調に配慮した交流メニューを

面会親は、子の年齢や体調・環境等に十分配慮した交流メニューを工夫しましょう。子が風邪気味であったり、インフルエンザの流行期であったりという状況では、無理をさせないことが大切です。監護親も努めて子の健康状態等の情報提供をしましょう。

4) 他方の親への要望

支援担当者を通じて他方の親に要望を伝えることは可能ですが、他方の親の意向もあるため要望通りにならないこともあります。

支援担当者は子にとっての有益・不利益を考えて助言を行いますので、中立性を損なう説得まではできないことをご了解ください。

5) 感情的な対立から一方的に中断しない

交流の方法などをめぐる対立や不満から、いずれかの親が子の気持ちに反して面会交流を拒否又は放棄する状況となることがあります。ようやく双方の協力により積み重ねてきた面会交流を親の感情やかけひきで中断することは、お子さんを再び傷つけることとなります。

6) 支援担当者への苦情

支援担当者に対する不満や苦情は謙虚に受け止め、改善に向けて努力をしてみますが、苦情等が非合理的で過激な態様となった場合は、支援を打切ることもあります。

7) その他の面会交流のルールとマナー

その他の面会交流のルールとマナーについては、当相談室で作成した『面会交流をはじめのお父さんとお母さんへ』に詳しく記してあります。お子さんの成長に面会交流をプラスにするためには、父母双方が基本的な考え方を受容し共有することが不可欠です。じっくり、目を通してみてください。

4. 支援費用の支払い方法について

支援費用は、支援当日前又は支援後3日以内に下記の銀行口座にご入金ください。付添い支援や受渡し支援の場合は、当日の受領も可能ですが、お子さんがいる前の金銭授受が好ましくない場面もありますのでご配慮ください。

- ① 岩手銀行本店 普通預金口座 2275299
公益社団法人家庭問題情報センター
盛岡ファミリー相談室
- ② ゆうちょ銀行盛岡店
02260-8-143182
FPIC 盛岡ファミリー相談室

面会交流支援利用者のしおり



FPIC 盛岡ファミリー相談室

担当者 ()
連絡先 ()